

国立大学法人群馬大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>本学は、豊かな自然風土の下、北関東を代表する総合大学としてその社会的使命を果たしてきた。新しい世紀に入り、人類の繁栄と生存の根幹に関わる諸問題に意欲的、創造的に取り組む人材を育成すること、最先端の学術研究を世界的水準で推進すること、そして、開かれた大学として地域社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。</p> <p>1) 教育においては、①学生の勉学を促進する学修環境及び支援体制を整備する。②教養教育、学部専門教育、大学院教育それぞれの充実を図るとともに、相互の関連を強化し、豊かな人間性・基礎的能力・専門的能力・創造的能力を兼ね備えた人材を養成する。</p> <p>2) 研究においては、①各専門分野において独創的な研究を世界水準で展開するとともに、本学の伝統をなす実践的、実学的研究と基礎的諸科学との融合を図る。②地域社会の諸課題について自治体等との共同研究を活発に行い、成果を地域社会に還元する。</p> <p>3) 社会貢献においては、①自然環境を守り、地域の文化・伝統を育み、豊かな地域社会を創るために、学内外の関係機関と連携した活動を活発に展開する。②地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。</p> <p>4) 国際貢献においては、①海外からの留学生の受け入れと本学学生の海外留学の機会を拡大させるとともに、異文化理解教育を推進する。②学術面での国際交流を活発に展開する。</p> <p>5) 大学運営においては、①一層の自主性、自律性をもって大学運営に当たるとともに、学外有識者の参画を求める。②総合情報システムを拡充し、運営の効率化を図るとともに、情報公開に努める。③自己点検評価、外部評価、第三者評価の結果を積極的に受け止め、大学の諸活動の質的向上を図る。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成16年4月1日～平成22年3月31日</p>	

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する教育研究組織として学部、研究科及び附置研究所を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

(i) 学士課程

豊かな知性と感性、教養、創造性を持ち信頼される人格を備えた人材を育成する。全学共通の教養教育においては、幅広く深い教養を涵養するとともに、プレゼンテーション能力、外国語によるコミュニケーション能力、データ処理能力などの向上を図る。専門教育では、幅広い学識、専門分野における基礎知識、柔軟な実践的能力と問題解決能力、変動する社会へ対応する能力を養成する。

(ii) 大学院課程

高い倫理観、豊かな学識及び学際的研究能力を持ち、新しい科学・技術の創造と、社会、地域の発展に貢献で

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。さらに、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育を強化する。
- 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。その検証には、国際的な語学能力検定試験（TOEICなど）を利用する。
- 3) 実践的な情報処理教育の充実を図り、IT活用によるデータシート、ホームページ、レポート等の作成を通して、プレゼンテーションのための諸技能を修得させる。
- 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。

学部教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探求できる能力、学問分野にとらわれない横断的な判断能力を育成する。
- 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。
- 3) 大学院教育との交流を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年から職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を組織的に検証し、改善策を立案する。
- 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。
- 3) TOEIC、TOEFL、JABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。

(ii) 大学院課程

大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考

きる人材を育成する。専門領域の学問体系の基礎から最先端までの知識・技能を持たせ、自立して研究活動を開拓するための基本的能力、実践力、応用力を修得させる。

(2) 教育内容等に関する目標

(i) 学士課程

明確な勉学意欲と豊かな倫理観を持つとともに、基礎的学力を備えた学生を選抜することをアドミッション・ポリシーとするが、高校教育のプロセスに対応した柔軟な入学者選抜にも配慮する。さらに、社会人、留学生などにも広く門戸を開く。

教養教育では、幅広く深い教養、総合的判断力、自然との共生を基盤にした豊かな人間性を育てるカリキュラムを、専門教育では、専門分野の最新の知識及び技術を修得する基礎的能力や課題解決能力を養成するためのカリキュラムを設計する。

教育方法では、講義と実験・実習・ゼミなどを適切に組み合わせることにより、学習意欲の向上とその成果の定着を図る。実験・実習・ゼミでは少人数教育を実施し、課題探求・問題解決型学修を導入するとともに、コミュニケーション能力などの向上を図る。

成績評価においては、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。

察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。

修了後の進路等に関する具体的目標の設定

教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究型能力を活かせるように指導する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上の公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。
- 2) 入学者選抜方法研究委員会において、入学者の追跡調査を行って実態を把握し、改善策を選抜方法の改善に役立てる。
- 3) 社会人、私費留学生、帰国子女特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入れる。
- 4) アドミッション・ポリシーに適合した学生の受け入れを推進するために、アドミッション・オフィス（仮称）の設置を検討する。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1) 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等から非常勤講師を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。
- 2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、自己能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用するとともに、教員と学生間のコミュニケーションを密にする。
- 2) スキル養成を目的とする授業には、TAなど教育支援者を重点的に配置する。また、安全性が必要な授業（健康学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助員を

(ii) 大学院課程

アドミッション・ポリシーは、専門領域における基礎知識と将来指導的役割を担うための資質・能力・意欲・倫理観を持つ人材を選抜すること、及び多様な学修歴を持つ受験者の資質・能力を適切に評価し、社会人や留学生を積極的に受け入れることである。

教育課程では、高い倫理観に立脚し、専門的知識及び技術を修得した高度専門職業人、並びに創造的能力を備えた研究者を育成する。

教育方法は、体系性をもった多様な学科目の修得を義務づけるとともに、国内外の諸機関との連携により視野を広げる教育を実施する。

成績評価は、客観性のあるものにし、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。

配置する。

- 3) 担任制、オフィスアワー、TAを充実させるとともに、履修ガイダンスと学生相談体制を充実する。また、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。
- 4) 定期的にFDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。
- 5) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導方法を改善する。各学部等と留学生センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。さらに、試験の配点、成績評価の根拠などを公表する。
- 2) 教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。
- 3) 教育効果の向上を図るために全学部においてGPA (Grade point average) を導入する。また、GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰制度を確立する。

(ii) 大学院課程

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。
- 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを企画・主催して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。
- 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生には、日本語能力の不足を配慮した受け入れ体制の充実を図る。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1) 大学院課程で共通に必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるための共通カリキュラムを編成する。また、学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを編成する。
- 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。
- 3) 学外での教育研究活動の単位化やインターネットなどによる遠隔地からの研究指導の制度化を検討する。
- 4) 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラム及び留学生センターによる日本語教育を整備充実する。社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 履修ガイダンスの充実とともに、学生の修学相談に応じられる体制を整備する。
- 2) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。

- 3) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。
- 4) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに応えるために指導方法を改善する。各研究科と留学生センターが連携し、留学生チーチャー制度を充実する。社会人入学者に対する夜間開講、夏季休暇期間開講などを拡充するとともに、遠隔授業を実施するための環境を整備する。
- 5) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、TAの増員を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通じて、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。
- 2) 成績優秀な学生の顕彰制度、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教職員の配置については、公募制・任期制の適用範囲を拡大し、人事の流動を促し、研究・教育の活性化を図る。重点的な人的配置、年齢、性別によらず有能な教職員の登用、外国人教員の適正配置に努める。教員の教育業績評価システムを確立し、人事、任期制教員の再任評価、顕彰制度などに活用する。また、全学共通の教養教育は、全教員の参加体制で実施する。

教育環境整備については、教育設備の充実、空調設備の整備、障害者等にも配慮した学習環境の整備、老朽化した教室の更新などにより、教育環境を改善する。また、少人数教育用や学生の自己学習のための教育設備を充実する。

教育の質の改善のために、授業方法改善研究部会を中心としたFD活動を活性化し、公開授業、授業改善活動の充実を図る。さらに、学生による授業評価、シラバスの掲示板機能を利用し、常時学生の教育に対する満足度を計測する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- 1) 教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。
- 2) 新たに採用する教員に対しては、全部局で任期制の導入を検討する。
- 3) 教員の教育研究業績データベースを整備する。平成18年度～19年度を目途に教育、研究、社会貢献、管理運営面の貢献など多面的な評価を行うシステムを確立し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、その評価結果を人事配置などに反映させる。
- 4) 年齢、性別によらず有能な教職員を登用し、適切な人事配置を検討するシステムの構築を図る。
- 5) 全学共通の教養教育に関して、全学教員の参加による企画・実施・運営組織を置く。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。また、小グループセミナー等のための少人数用教室、基礎教育と総合的な学習のための中規模講義室を整備する。
- 2) 学生の自己学習を促進するために、図書館の充実を図るとともに、自習室並びにパソコン室を整備する。
- 3) 主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。
- 4) 情報活用のためのリテラシー教育を関係部局が連携して行う体制を整備する。
- 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された資料を収集して提供する。
- 6) Web上の情報を共有するため、安全性を強化し、インターネットやe-learningの基盤を整備する。また、双方向情報システムを整備し、学生の自己学習支援システムの構築を図る。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 1) 大学評価委員会及び自己評価専門委員会を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的に実施し、その結果を

(4) 学生への支援に関する目標

学生への学修支援については、入学生の多様な学力に配慮したきめ細やかな支援体制を構築すること、勉学への意欲、将来への目的意識を育む学習環境を整備し、学生が必要とする情報をいつでも容易に提供できる体制を整備することなどを基本方針とする。

学生への生活支援については、学生の生活実態調査を定期的に実施し、それに基づき柔軟に対応できる学生支援体制を整備すること、学生生活や各種活動に対して指導や助言等を行う組織を充実させること、就職支援やアルバイトの紹介など経済的側面における支援を強化することなどを目指す。

公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。

- 2) 授業方法改善研究部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化する。公開授業では、教員相互間で評価を行うとともに、報告書を作成し公表する。
- 3) シラバスの機能を強化し、常時全教員・全科目につき学生がWeb上で授業評価、質問、意見などを提出できるシステムを導入する。このような情報を集積して、データベースとして活用する。
- 4) 平成18年度～19年度を目途に教員の教育研究活動に対する全学的評価システムを確立する。優れた評価の教員を表彰する制度を設けるとともに、評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムを策定する。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1) 授業方法改善研究部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを定期的に実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。
- 2) 学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。
- 2) 学生支援センターを設置し、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談などにきめ細やかな対応をする。定期的に学生実態調査を実施し、支援体制の改善に活用する。
- 3) 低学年において合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深める。平成17年度を目途にオフィスアワーを設定するとともに、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。
- 4) クラス担任制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設けるとともに保護者などで構成される後援会及び同窓会との連携を強化する。

生活相談等に関する具体的方策

- 1) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を拡充する。保健管理センターにおいては専門職によるカウンセリング機能を充実させる。また、セクシュアル・ハラスメント防止体制を強化するとともに、障害をもつ学生への支援体制を創設する。
- 2) 平成17年度に学生支援の窓口を設置し、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。
- 3) 学生面談を行い、修学、健康管理、生活、進路等の相談や助言をする。また、教職員の指導力向上のために、学生相談に関する手引きを作成し研修を実施する。

就職支援等に関する具体的方策

- 1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施する。
- 2) 平成16年度に県内他大学等と合同の実務者レベル就職研究会を設置し、また、経済界との意見交換を図る。さらに、新たに、企業の人事経験者等による専門的助言者を配して、指導体制の強化を図る。
- 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生に実務経験を積ませる。平成17年度に教職員による「インターンシップ推進協議会」(仮称)を設置する。

経済的支援に関する具体的方策

- 1) 奨学金制度などの諸制度を熟知させるとともに、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。
- 2) 平成16年度から下宿、アパート情報をHPに掲載するなど、宿舎の紹介制度などを強化し、学生の経済的安定化を図る。
- 3) 学生に対する福利厚生の充実を図る。

社会人・留学生等に対する配慮

- 1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場を更に充実させる。また、留学生センターと各部局が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。
- 2) 図書館は、社会人や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。
- 3) 社会人学生の修学を支援する相談窓口を設置する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

我が国の学術政策の基本方針を踏まえつつ、最先端の独創的研究を世界水準で展開する。研究の推進に当たっては、専門分野の枠組みにとらわれず、総合的視点に立脚した研究分野の再構築を図り、新しい学問体系の確立を目指す。研究の成果は、それぞれの研究分野において世界的な水準の学術誌に発表して、諸科学の進歩に貢献するとともに、知的財産権を取得して、教育研究を円滑に実施するための財政的基盤を強化する。また、地域社会に発生する様々な問題や課題について、学外の関係機関や自治体等と共同研究を積極的に実施し、その成果を地域社会に広く還元する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- 1) 学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。
- 2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。生命科学研究の推進に関しては、生命科学懇談会の答申等を踏まえて世界的な水準の研究拠点形成を図る。
- 3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。

大学として重点的に取り組む領域

- 1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究
- 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築

- 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発
- 4) 健康の維持・増進や生活の質（QOL）向上のための科学的研究
- 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御
- 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究
- 7) 学校教育が直面している諸課題（不登校、いじめ、多文化共生等）に対応するための実践的・総合的研究
- 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究

成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 大学施設の公開、公開講座など啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状などを公開し、公的研究機関としての説明責任を果たす。
- 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、平成16年度から研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。
- 3) 研究・知的財産戦略本部を中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、外部TLO機関やリエゾンオフィスと連携する。
- 4) 地域共同研究センターを中心に企業等との共同研究を推進し、都市エリア産官学連携事業、地域新生コンソーシアム事業、群馬県が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。
- 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を持つシステムの構築を図る。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

平成18年度～19年度を目指して研究水準・成果を組織的に評価するシステムを作る。論文発表、学会活動などに加えて、学術招待講演、学術賞の受賞、特許取得、研究成果の事業化など多面的に評価する。この目的のために、教員の教育研究業績データベースを作成する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

国際競争力をもつ先進的研究拠点を形成し、それを担う人材を恒常に育成するために必要な研究実施体制の整備を行う。学部・専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムの構築、複合領域の研究や大学院生に対する柔軟な研究指導を可能にする大学院組織の改組・再編を図る。

施設面での研究環境の整備の推進に努める。附属図書館、総合情報処理センター、機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの統合整備を通じて研究支援機能の向上を図る。

学内におけるプロジェクト研究、学外研究者との共同研究を円滑に行うために共用研究スペースや共同利用機器の使用について十分に配慮する。

教員の教育研究評価のためのシステムを構築し、各組織

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。
- 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。
- 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を作り、重点配置ができる制度を確立する。
- 4) RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受入れを拡充する。

研究資金の取得と配分に関する具体的方策

- 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財團等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。
- 2) 平成18年度～19年度からを目指して定期的に教員の教育研究業績の評価及び研究の進捗状況を適宜評価し、それを研究資金の配分に反映させる。
- 3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。

における教員の研究活動と実績を把握するとともに、研究者の配置や研究資金の配分等に競争的環境を導入し、教員の研究活動の活発化を図る。

- 4) 平成18年度から若手研究者の育成を図るために特別研究基金を設置する。

研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 平成19年度を目途に附属図書館と総合情報処理センター、総合情報システム室などを統合して総合メディアセンター（仮称）を創設し、教育研究支援学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。
- 2) 機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの学内研究支援施設の整備・統合を検討する。
- 3) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導体制の強化を図る。
- 4) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1) 平成18年度～19年度を目途に教員の教育研究活動を組織的に評価するシステムを構築する。その結果を教員の研究費等の資源配分に活用する。
- 2) 優れた研究成果を挙げた研究者に対する顕彰制度を創設する。
- 3) 大学評価を適宜実施し、学外者からの評価を積極的に求める。また、評価結果を改善・改革に生かすためのシステムを作る。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを構築する。
- 2) 本戦略本部と地域共同研究センターを中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員に啓蒙する。
- 3) 知的財産の管理・活用を目指して、TLO機関やリエゾンオフィスとの連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- 1) 生命科学懇談会の答申等を踏まえて、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。
- 2) 医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。
- 3) 地域の諸組織と有機的に連携して、教育方法の実践的研究を行う。
- 4) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。
- 5) 工学分野において、ナノテク研究会など企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。
- 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。
- 7) インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

社会との連携においては、群馬大学が核となって地域社会との総合的な連携システムを構築し、大学の研究成果を社会へ還元するシステムを整備する。

国際交流に関しては、外国諸機関との交換留学制度や共同研究を活発化させる。また、多くの国からの留学生を受け入れるとともに、海外から優れた研究者を客員教授として受け入れ、教育・研究の活性化を図る。さらに、国際協力事業に積極的に参加し、開発途上国への知的支援、技術協力を積極的に展開する。

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力策を群馬大学地域連携推進本部が組織的に推進する。
- 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、平成16年度から附属図書館の休日開館を行うなど、地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供する。
- 3) 山間部における健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークを構築する。
- 4) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。
- 5) 平成16年度から高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。
- 6) インターネットなどをを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会と群馬大学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。
- 2) 平成20年度を目途に地域共同研究センター・サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなどを中心とした産学連携創出支援機構を組織化し、連携推進体制を強化する。
- 3) 平成16年度から文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」、経済産業省「産業クラスター計画」、科学技術振興事業団の「地域研究開発促進拠点支援事業」等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。
- 4) 平成16年度から企業懇談会や地域共同研究センターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業教育の活性化を図る。
- 5) 地方自治体等と共同して、産学官連携のためのネットワークを作りを行う。大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の拡大充実を推進する。

地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 1) 県内国公私立6大学間の単位互換をさらに推進すると同時に、その他の県内大学及び短大との連携強化を図る。また、国立5大学（山形、徳島、愛媛、熊本、群馬）間の大学間交流協定に基づく連携を一層推進する。
- 2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。
- 3) 県立医療短期大学と、保健学に関する研究協力を行う。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1) 国際交流委員会、留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及

(2) 附属病院に関する目標

医学・医療・看護・福祉を総合的に見据えた教育・研究・臨床活動を推進し、広く社会のニーズに応え、患者に信頼される高度先進医療、その他先進医療を実践する中核病院を目指す。

び学生の海外派遣を強力に支援する。

- 2) 留学生センターの日本語教育プログラム等の充実を図り、留学生を積極的に受け入れる。
- 3) 外国大学での履修単位を一層弹力的に扱う。国際交流の状況をホームページなどで公開する。過去の受け入れ学生や派遣学生の追跡調査を行い、国際交流活動の基礎データを収集する。

教育研究活動に関する国際貢献に関する具体的方策

- 1) 国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。国際交流・協力事業を一体的に処理するための組織を整備する。
- 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

患者中心の質の高い医療を実施するための具体的方策

- 1) 医療過誤防止のために院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーバランスなどの情報管理システムの構築を図る。また、患者が納得できる高度な治療の推進と包括医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。
- 2) 新中央診療棟を建設し、診療科と部門間との効率的な運営を行うために中央診療機能の拡充を図る。
- 3) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化など診療体制を改善するとともに、リハビリテーション部の整備、女性専門一次外来の設置など患者のニーズに配慮した病院運営を行う。
- 4) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの充実等、一層の患者サービスの向上を図る。また、患者用駐車場の整備・拡充の推進に努める。

教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的方策

- 1) 学生の診療参加型実習を推進するとともに、卒後臨床研修の義務化に対応して臨床研修センターを拡充し、職員の専門能力を高めるための継続的な教育研修プログラムを提供する。
- 2) 研修医の教育、臨床経験、先進医療を進める際に不足となる教員を補うために、研修指導医、非常勤医師を増員する。
- 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。

高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策

- 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化する。
- 2) 複数の診療科が共同で行う高度先進医療プロジェクトチームを設け、先進医療（重粒子線治療、遺伝子診療、移植・再生医療等）の研究開発を推進する。
- 3) 生命科学研究の成果を先進医療や医薬品の開発に反映させるために、臨床試験部及

び地域共同研究センターを活用する。

地域医療に積極的に貢献するための具体的方策

- 1) 地域との医療・倫理ネットワークシステムを構築し、地域医療の質の向上を図るとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育を積極的に行う。
- 2) 病診連携センターを充実し、地域医師会と協力しながら地域の病院、診療所との連携を推進する。
- 3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレス、遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。
- 4) 高レベルの救急救命体制を構築し、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。

病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策

- 1) 病院長直属の組織として病院企画戦略部門を設置し、外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。
- 2) 医療機能評価システムを構築し、効率的な人事配置を行う。

(3) 附属学校に関する目標

附属学校の設置目的を踏まえ、教育研究及び教育実習に関して教育学部との連携を強化する。学校教育の質的向上に寄与するという附属学校の役割を自覚し、公立学校や関係教育機関等と連携して、地域貢献に努める。附属学校間の連携の在り方、学校運営の内容と組織、教育課程、教育施設、学校規模等を総合的に検討し、子どもたちの学校生活の充実を目指す。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策

- 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。
- 2) 実践的な指導力が身に付くように、教育学部とともに教育実習の在り方を見直し、改善を図る。

関係教育機関と連携を強化するための具体的方策

- 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。
- 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。
- 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。
- 4) 附属特別支援学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求するとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教育相談体制を整備し、特別支援教育センター（仮称）の設置を目指す。

学校生活を充実させるための具体的方策

- 1) 実践的な教育研究を推進しながら、発達段階に即した日常の教育活動を充実させ、子どもたちの学校・園生活の充実を図る。
- 2) 附属学校としての「めざす子ども像」を設定し、各校園の教育目標を見直すとともに、教育学部と協力してその実現を図る。
- 3) 個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、地域に開かれた学校を目指す。
- 4) 学校評議員制度や学校公開等を通して学校評価を充実させ、運営の改善に活かす。
- 5) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。
- 6) 入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- 1) 効率的・機動的かつ民主的な大学運営を遂行するため、教育研究及び経営両面にわたり学長のリーダーシップを重視し、その補佐体制を整備するとともに、学内運営組織の役割分担を明確にし、機動的な意思決定システムを確立する。
- 2) 学部等（「学部及びその他の部局」をいう。以下同じ。）の業務運営の効率性及び機動性を担保するシステムを設計する。学部等における組織業務の評価基準・方法を確立するとともに、定期的に厳正な自己評価及び外部評価を実施し、その評価結果を外部に公表する等の説明責任を果たし、学部等の各基本理念・目標及び任務に的確に応える。また、全学的視点に立った戦略的な学内資源配分に資する的確な情報を提供する。
- 3) 業務運営における教員及び事務職員との連携を密にし、両者が一体となって効率的かつ機動的に活動できるシステムを設計する。
- 4) 学内諸施設の有機的な融合・一元化を図り、業務運営の効率性を高める。
- 5) 国立大学法人間の連携を密にし、他大学との再編統合をも視野に入れて、諸般の社会的要請に応じた相互協力体制を強化する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1)- ① 大学運営の主たる業務毎に理事(5名以内)を置く。理事は、教育、研究、評価、総務、財務、人事、施設、経営、病院管理・経営、国際交流、情報化推進（IT）、広報等の諸業務を体系的に整備・整理した上で、主たる業務毎に最適任者をこれにあてる。
② 学長の職務を助ける副学長及び必要に応じて大学運営全般にわたり学長に助言する等の役割を担う学長特別補佐を置き、学長補佐体制を強化する。副学長は、理事のうち教育、研究などを担当する理事が兼ねるものとし、学長特別補佐は、理事以外の者で大学運営に高い識見を有するものの中から学長が選任する。
③ 大学運営の機動性・効率性を高めるため、学長、理事、学長特別補佐及び事務局長からなる企画戦略会議を設置する。なお、必要に応じて学外者の参画を得る。
④ 役員会の下に、大学運営に関わる情報の速やかな伝達とそれに基づく適切な意思決定等の会務活動を補佐する秘書室を設置する。
⑤ 全学の各種委員会を適正規模にするとともに、運営実績の点で非効率と思われる組織、委員が相当を欠く程度に重複している組織等について、委員の負担の公平を考慮し、廃止を含めた整理再編を行い、効率的で機動的な運営組織を整備する。
⑥ 内部監査機能を充実させるため、監事の下に監査室を設置し、業務監査を実施する。監査室は、独立性の高い第三者的機関に相応しい組織構成とする。
- 2)- ① 学部長その他の部局長補佐システムを強化する。学部等の規模に応じて、副学部長ないし学部長補佐等を置き、学部等運営の効率性・機動性を高める。また、学部等の運営会議もしくは運営委員会の規模及び任務を再検討するとともに、必要に応じて、企画戦略室（仮称）を設置し、学部長等のリーダーシップが有効に発揮できるようする。また、必要に応じて、当該学部等の運営に関して高い見識を有する学外者（非常勤職）を上記企画戦略室に参画させ、運営面での活性化を図る。
② 教授会等の審議事項の整理、審議資料の電子化等を実施し、意思決定過程の合理化と効率化を図る。
③ 平成18年度～19年度を目途に教育研究を評価する全学的組織を設置し、評価基準・評価方法を確立し、評価結果を公表するとともに、評価結果に基づき、全学的視点からの戦略的な資源配分を行う。
④ 学部長等に、一定の裁量経費枠を認め、学部等の戦略的な資源配分が可能となる措置を講ずる。
- 3)- ① 本部事務局並びに各部局の事務部の学内連絡調整の場を設け、各学部等所属教員の参画を制度化し、業務運営面における教職員の連携と一体性を強める。
② 業務運営の効率性・機動性を高めるために、教務、財務、労務、法務、知的財産等の専門的な知識・技能を必要とする部署を整備・強化し、必要に応じて当該業務に関する学内教員・学外専門家の参画を得る。
- 4)- ① 平成19年度を目途に附属図書館、総合情報処理センター、総合情報システム室などを統合して、総合メディアセンター（仮称）を創設する。
② 各部局における業務の機能的遂行に必要な範囲内で、関連諸機関等の一元化を図り、

2 教育研究組織の見直しに関する目標

学部の特性を尊重しつつ、本学として、知の細分化から総合化への転換を志向し、全学の有機的融合を図り、総合大学としての質的向上を目指すという理念の下、以下の基本方針を目標に組織の見直しを進める。

- ① 科学技術の重点分野、特に、科学技術基本計画4大分野（生命科学、情報、ナノサイエンス、環境）の教育研究に組織的・機動的に対応する。
- ② 世界水準の教育研究が可能となるように組織を整備して拠点形成を目指す。
- ③ 学生の学力の充実と、その適性に沿った進路選択を可能とする教育システムを創設する。
- ④ 幅広い教養教育と複合型の基礎教育の推進を図る。
- ⑤ 学部・大学院が円滑に繋がる教育プログラム、教育組織の設定・編成を行う。
- ⑥ 研究成果の普及事業や移転事業など、教育研究活動に付随する多彩な活動を広範囲に展開する。

3 人事の適正化に関する目標

- 1) 教職員の多様な活動をより効率よく適正に行う人事システムを確立し、成果・業績に対する公正かつ客観的な評価システムを導入し、それに基づく給与・昇給等へのインセンティブを付与する。
- 2) 教職員の多様な職務内容を、適切かつ効率よく行うための体制を構築する。
- 3) 多様な教職員からなる多様な価値観を共有できる将来に拓かれた職場の形成を目指す。
- 4) 適正かつ効率的な人事管理体制を確立する。

社会的要請に応えうるサービスを提供し、利用面での充実を図る。

- 5)- ① 他大学との再編統合の可能性を視野に入れ、総合大学としての国際的競争力を高める。
② 新国立大学協会、ブロック単位並びに全国レベルの各国立大学間の連携協力体制を確立する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 総合大学としての機能を高めるため、他大学との再編・統合を視野に入れ、新しい知の領域を開拓する文理融合型の新学部を全学協力体制の下で設置することを目指す。
- 2) 大学院組織の改組・再編を図り、大学院中心大学への移行を図る。
- 3) 世界的水準の生命科学研究を推進できるように医学系研究科、生体調節研究所などの組織を整備して拠点形成を目指す。
- 4) 生命医科学系研究者及び医療分野での高度専門職業人の育成のために、大学院医学系研究科に生命医科学専攻修士課程の設置を検討する。学位の種類は、修士（生命医科学）とする。
- 5) 教養教育と学生支援を効果的に企画・実施・運営するため、平成17年度に大学教育研究センター、留学生センター、学生支援センター、アドミッション・オフィス、保健管理センターなどを統合的に含む共通教育・学生支援機構（仮称）を設置する。
- 6) 教育研究に直結する施設等の統合・再編により、その財政基盤を強化し、教育研究サービス機能を向上させる。
- 7) 高等教育研究機関との連携を密にし、教育研究組織の見直しを図る。
- 8) 産学官連携や地域貢献に関する業務については、その特性に応じた弾力的な運営を可能とする仕組みを構築する。
- 9) 複数大学が共同して効果的・効率的運営が期待されるものにつき、連携協力してその方向で教育研究組織の見直しを図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 平成19年度～20年度を目途に教職員の人事評価を適正に行うため、全学的な人事評価制度を導入する。
② 上記人事評価制度を活用するために、能力、職責並びに業績をバランスよく反映したインセンティブ・システムを給与・昇給制度等に導入する。
③ 人事評価の透明性・納得性の向上のために、公開制度や自己申告制度を導入する。
④ 人事評価に対する苦情・異議申し立てに対しては、人事評価委員会が対応し、処理する。
⑤ 人事評価の統一的運用を図るために、評価者（人事評価に従事する者）に対する研修を定期的に実施する。
- 2)-① 職員の職務内容の適切な分担を可能とする弾力的な人事制度を構築するために、職員研修を定期的に行うとともに、職場の流動化を図る。また、一部の職員には多様な活動を可能とするために企画業務型裁量労働制の導入を検討する。
② 教職員の多様な活動を可能とするために、一定の要件の下で、専門業務型裁量労働制

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する目標

- 1) 事務組織・職員配置の再編、合理化を進め、事務処理の効率化・合理化の推進を図る。また、群馬大学としての安全体制・責任体制を明確にした管理・運用のシステムを構築する。
- 2) 各種事務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素

の導入を検討する。

- ③ 教職員の産学官連携や地域社会への貢献を積極的に促すために、兼職・兼業規制の見直しを行い、自己申告・許可制の導入を検討する。
 - ④ 一部職員においては、ワークシェアリングや時間差出勤等、多様な勤務形態を導入する。
 - ⑤ 新たに採用する教員には、全部局で任期制を導入することを検討する。導入に際しては、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項について、各部局の特性に相応しい在り方を検討する。
 - ⑥ 教員選考の客観性・透明性を高めるために、原則として公募制を採用し、選考基準を公表する。
 - ⑦ 他の国立大学法人と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。
 - ⑧ 競争的資金の間接経費等の多様な資金を活用した任期付き教職員の採用制度を導入する。
 - ⑨ 産学官連携推進を視野におき、民間人研究者の受け入れを容易にする制度を確立する。
- 3)-① 外国人教員の積極的な採用を図るためのシステムの整備を行い、待遇改善を実施するとともに、宿泊設備等の整備の推進に努める。
- ② 国際交流協定を締結している外国の大学等との教職員間人事交流を積極的に推進する。
- ③ 男女雇用機会均等法の趣旨にのっとり、性別にとらわれない採用基準及び勤務条件の改善を推進するために、その阻害要因となっている本学における施設及び制度の改善を図る。
- 4)-① 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証に基づく資格試験によることとするが、必要に応じて、国際化・情報化・地域連携等の社会的ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を選考の上採用する。
- ② 事務職員採用後の研修については、課題解決能力、業務処理能力等を修得させるための実践的な研修制度を確立し、職員の能力開発を支援し、有為な人材を養成する。
- ③ 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を積極的に行い、組織の活性化を推進する。
- ④ 運営費交付金、事業収入等に基づく、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図る。教職員の定年、定期昇給その他勤務条件については、就業規則において合理的に定めるものとする。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- 1)-① 大学の将来計画を念頭におき、平成16年度に事務組織の機能・編成の見直し、重複する業務の簡略化等、組織を取りまく変化に弾力的に対応できる体制を整備する。
- ② 人的財源を確保し、新規プロジェクト等に重点的に配備するなど、新たなニーズに 対応するための人的財源を捻出する体制を整備する。
- ③ 法人化後の諸課題を解決するため、機動的な大学運営を支援するシステムの構築を

化及び迅速化を図る。

- 3) アドミッション・オフィス入試対応の広報活動の強化、学生・留学生支援体制の充実、就職支援体制の強化を図る。
- 4) 事務職員の専門性の向上を図る。

(2) 複数大学による共同業務処理に関する目標

大学間共同業務処理の推進を図る。

(3) 業務のアウトソーシング(外部委託)等に関する目標

事務組織の機能・編成の見直しによる業務の省略化とアウトソーシングの積極的活用を図る。

図る。

- 2) 大学全体の基幹ネットワーク環境の整備、事務の情報化、学生の情報機器利用環境の整備、キャンパス間ネットワークを活用した事務文書の管理(平成16年度)、情報発信及び情報交換、ナレッジ・マネージメント(知識の共有による効率的な管理運営)の活用・整備等を積極的に進め、事務情報処理の簡素化・効率化・迅速化を図る体制を構築する。
- 3) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)を導入し、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。
- (2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策
複数大学によるテレビ会議システム等の設置を検討し、共同業務処理の導入を図る。
- (3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策
定型的な業務及び特に教務事務システム等の構築・一元化を図り、教育研究・事務の横断的な管理・運用体制を構築するとともに、アウトソーシングの推進を図る。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

大型外部資金源として、21世紀COEプログラム、各省庁又は財団による提案公募型研究(例えば、科学技術振興事業团による戦略的創造研究推進事業など)、地域振興プロジェクト等に積極的応募する。科学研究費補助金についても積極的に応募し、採択件数、採択配分額の増加を目指す。さらに、受託研究、奨学寄付金の増加に努力するとともに、財団助成への応募を促進し、研究費の増加を図る。

先端科学分野におけるベンチャー事業、産学官連携による大型プロジェクト、学内諸施設開放、大学出版事業、公開講座の充実、附属病院経営等の幅広い自己収入の増加策を講じる。

2 経費の抑制に関する目標

- 1) 管理的経費の使用状況を公開し、その評価点検により効率化を図りながら全体の管理的経費を抑制する。
- 2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 大型外部資金を応募しやすい体制を整える。個々の事例に応じた応募体制を整え、部局内はもちろん、部局間にまたがる研究グループ活動を促進し、さらに、産学官連携のプロジェクト研究等に大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図る。
- 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会の開催、学内ホームページによる情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得へ向けての積極的な支援体制を充実させる。
- 3) 地域共同研究センターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る方法を検討する。ホームページ、各部局の企業懇談会等を通じて、教員の研究内容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。
- 4) 先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。ベンチャー事業育成に資するためのマニュアルを平成19年度までに作成する。
- 5) 地域共同研究センターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。そのために学内諸施設の再編統合を図り、ベンチャー企業が利用しやすい条件を整備する。
- 6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。
- 7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 平成16年度から電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うための組織の設置を検討し、省エネ、省コスト対策、プリメンテナンスに関わる対策を練る。
② 全学の各施設について、利用状況を評価するシステムを整備し、その有効利用を図る。
③ 人的資源の効果的運用について評価方式を導入し、人件費抑制と効率的配分を図る。
- 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>施設、土地等の資産について、効果的・効率的に使用する体制を整備し、財源の確保に努める。また、知的財産を適切に管理し、その有効活用を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。 2) 平成16年度に知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を整備し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。 3) 平成16年度に全学的見地から施設管理の基本方針を決定するシステムを構築する。施設設計画、管理等に関する課題については、長期的戦略のもとに具体的対策を講ずる。 4) 高度化・多様化する教育研究に対応するため、全学的見地に立った施設使用面積並びに諸室の配分及び配置の見直しを行い、教育研究スペースを競争原理に基づいて重点的に貸与する。貸与に当たっては、スペース回収を容易にするため、スペース課金システムを導入する。 5) 自己点検・評価の一環として、全学施設への立ち入り調査を実施し、改善策を提言する。全学の講義室・ゼミ室・実験室等の施設利用の実態を把握するため、コンピュータ・システム管理を行い、学内への公表を行う。また、講義室等は、Web上で使用申し込み等を行い、有効活用を図る。
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>自己点検・評価、外部評価を厳正に実施し、評価結果を公表し大学としての社会に対する説明責任を果たすとともに、第三者評価結果を大学運営の改善に役立てるよう努める。また、学内の評価組織のあり方を検討し、効果的な自己点検・評価が行われる制度を確立する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>本学における教育研究組織及び運営等に関する情報を積極的かつ効果的に学内外に発信し、広く双方向的情報機能を備えたシステムを開発し発展させるとともに、情報提供に当たっては、利用者の立場に立った分かりやすい内容及び方法について工夫する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 各部局毎に自己点検・評価を定期的に実施するとともに、外部評価・第三者評価を積極的に受ける。また、そのために効率的なシステムの整備を行う。 2) 平成16年度から教育に関する授業評価を一層充実させ、授業方法改善研究部会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。 3) 平成18年度～19年度を目途に教育研究業績、社会貢献活動等につき、各教員についても適正な評価を行う。 4) 各界各層の学外有識者等から多様な意見・指摘等を建設的に取り入れていくよう努める。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者の立場に立った分かりやすい大学情報を積極的かつ適切に提供するため、新たな広報紙の発刊（年2回）を検討する。 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。 3) ホームページ、電子ジャーナル等、高度情報社会に対応した情報発信・受信システムを、総合メディアセンター（仮称）等との連携・支援の下に拡大充実させていく。平成16年度から学内研究紀要等の電子化を推進し、学外からのアクセスを通じて、本学研究情報を公開する。 4) 平成16年度から記者、企業、地域住民懇談会を開催し、一般市民、地域社会各層の声を的確に反映させる双方向的システムを開発し、発展させていく。
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p>

施設設備は、学内諸計画の実現に重要な基盤である。そのために、施設設備の整備・活用を検討する委員会の下に、その利用状況等を点検し、共用研究スペースの設置、教育研究スペース及び機能の適正化、地域連携活動スペースの確保等、施設の整備・活用に関する長期的構想を策定することにより、効率的かつ計画的な施設設備の管理を行う。情報処理に関しては、キャンパス間ネットワークの強化構築を行う。施設の点検・保守・修繕等を効果的に実施し、施設を長期にわたり活用するとともに、施設の安全性・信頼性を確保し、教育研究活動の支障となる施設の不備を改善する。

- (1) 施設等の整備に関する具体的方策
 - 1) 教育内容・方法の進展への方策として、平成17年度を目途に情報化対応などの施設機能の向上や、各種規模の講義室の点検・評価を行い、その結果に基づいた整備充実を図るとともに、講義室の共用化も進める。また、学生自らが主体的に学習を行うスペースの充実も図る。
 - 2) 産学官連携等の共同研究や学際的研究など、教育研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。
 - 3) 昭和45年以前の老朽施設を主に計画的に改修整備を行い、引き続き昭和46年から56年迄に建築された老朽施設を重点的かつ計画的に改修整備を進め、耐震性の向上による安全性の確保と、必要な機能保全を図り、教育研究の進展に対応した施設水準の確保に努める。
 - 4) 高度先進医療を実践する診療体制を推進するために、中央診療棟の整備を行うとともに、卒後臨床研修の必修化に対応するため臨床研修センターの整備を行う。また、重粒子線治療施設設備の整備の推進に努める。
 - 5) 国際交流・学生支援施設の整備充実に努める。
 - 6) 教育研究活動の基盤を支えるエネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、その機能を維持し、良質な環境を確保するため計画的に更新・改修を進める。
 - 7) 豊かな環境の下で、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせるように、大学キャンパスを整備するとともに、知の拠点として相応しい空間形成に努める。
 - 8) PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）方式等による整備の検討を行う。また、民間施設や地方自治体施設等、学外施設（リエゾンオフィス）の活用について検討を行う。
- (2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策
 - 1) 平成17年度を目途に全学的視野に立った学内外の施設利用者選定・評価システムを確立し、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。
 - 2) 建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した施設管理・運営並びに維持を行う。
 - 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、平成16年度から教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理し、その運用方法等を検討する。
 - 4) 平成16年度から既設設備の老朽化状況等の調査を定期的に実施し、改善計画を策定する。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。
 - 5) 建物の維持管理・運営は、施設整備委員会において協議する。また、施設利用の占有化、固定化を避け、公正かつ効率的運用が図られるよう措置する。
 - 6) 建物の増改築等に際しては、バリアフリーシステムに配慮する。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。

2 安全管理に関する目標

学内外における安全管理、危機管理の普及・促進を図るために、教職員並びに学生に対する安全教育を充実する。事故

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- (1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
 - 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全

災害や環境汚染の未然防止、毒物・薬物あるいは特定化学物質等の安全な保管や取り扱い、情報化社会における安全意識の高揚などを図るために、環境保全・安全管理体制を強化し、もって教育研究に資する。

- 委員会(仮称)を設置し、各施設の定期並びに臨時の安全点検を実施する。
- 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、平成16年度から高レベルの救急救命体制を整備し、その対策を図る。特に、病院での救急薬品、救急患者用医療材料の備蓄や病院屋上のヘリポートを活用した患者受入れに関する情報管理及び連携システムを構築する。
 - 3) 感染制御部を充実させて、国際感染症、ウィルス等に対応可能な体制を確立する。
 - 4) 平成16年度から防災マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。
 - 5) 平成16年度から県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。
 - 6) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する全学的規定を見直し、安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。
 - 7) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、放射線安全委員会を充実させて、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの作成及び確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。
 - 8) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を年に1度必ず行う。また、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者を定め、定期的な防災安全を図る。
 - 9) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。
 - 10) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。
- (2) 学生等の安全確保に関する具体的方策
- 1) 平成16年度に実験・実習中の事故に対する労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止マニュアルを作成し、その活用により、学生への安全・事故防止教育を徹底するとともに、定期的に安全防止管理・事故防止講習会を実施する。
 - 2) 保健管理センターの充実・強化を図り、健康維持のための定期的な健康診断の実施、実験・実習時における感染予防対策(肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等の実施)を徹底する。
 - 3) 平成16年度から情報化推進委員会を中心として、情報化社会における情報管理と情報安全に対する対策を検討する。
 - 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況に関する定期的な評価を実施する。
- (3) 環境保全に関する具体的方策
- 1) 平成16年度から省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。
 - 2) ISO14001の認証取得を目指す。

VI 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 別紙参照

VII 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額

34億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

工学部の土地の一部（群馬県桐生市天神町1丁目229-1、271.78m²）を譲渡する。

2 担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の用途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・附属病院中央診療棟	総額 6,636	施設整備費補助金(951)
・小規模改修		船舶建造費補助金()
		長期借入金 (5,685)
		国立大学財務・経営センター施設費交付金 ()

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 基本原則

- 1) 教員の選考に当たっては、本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、教育・研究業績及び能力等を総合的に判断して行う。広く学内外に有能な人材を求めるため、原則として公募制を採用する。また、必要に応じて任期制を積極的に導入する。
- 2) 職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。

(2) 人員管理

人員管理に関する中・長期的計画を策定するとともに、各部局及び部局間の教職員配置等に関する適正な調整を行う。

(3) 人事管理等

- 1) 人材育成の視点、能力及び業績等を重視した人事管理を行う。
- 2) 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総見込額 96,819百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還額	1,571	1,683	1,747	1,752	1,791	1,873	10,417	16,091	26,508

(リース資産)

該当なし

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	75,894
施設整備費補助金	951
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	3,284
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	116,141
授業料及入学金検定料収入	24,279
附属病院収入	91,311
財産処分収入	0
雑収入	551
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	8,154
長期借入金収入	5,685
計	210,109
支出	
業務費	174,845
教育研究経費	69,635
診療経費	75,967
一般管理費	29,243
施設整備費	6,636
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	8,154
長期借入金償還金	20,474
計	210,109

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 96,819百万円を支出する。（退職手当は除く）

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人群馬大学役員退職手当規則及び同教職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人事費相当額及び管理運営経費の総額。
 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。
②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。
③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人事費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
⑯「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑱「附属病院収入」：附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x) \times \alpha(\text{係数}) +$$

D (x)

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)} \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)} \pm \varepsilon \text{ (施設面積調整額)}$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D (y) : 学部・大学院教育研究経費 (②、⑦)、附属学校教育研究経費 (③・⑧) を対象。

E (y) : 教育研究診療経費 (⑨)、附置研究所経費 (⑩)、附属施設等経費 (⑪) を対象。

F (y) : 教育等施設基盤経費 (④) を対象。

G (y) : 特別教育研究経費 (⑫) を対象。

H (y) : 入学料収入 (⑤)、授業料収入 (⑥)、その他収入 (⑭) を対象。

2. 每事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda \text{ (係数)} - J'(y)]$$

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I (y) : 一般診療経費 (⑮)、債務償還経費 (⑯)、附属病院特殊要因経費 (⑰) を対象。

J (y) : 附属病院収入 (⑯) を対象。(J' (y) は、平成 16 年度附属病院収入予算額。

K (y) は、「経営改善額」。)

3. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) : L(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) M(y) : M(y)$$

L (y) : 一般管理費 (①) を対象。

M (y) : 特殊要因経費 (⑰) を対象。

【諸係数】

α (アルファ)	: 効率化係数。△ 1 %とする。
β (ベータ)	: 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。 なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
γ (ガンマ)	: 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
ε (イプシロン)	: 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
λ (ラムダ)	: 経営改善係数。2 %とする。平成 17 年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、別添1の「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去3年間の平均伸率等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、中期計画により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	192,181
業務費	174,870
教育研究経費	5,351
診療経費	56,610
受託研究費等	3,975
役員人件費	704
教員人件費	56,384
職員人件費	51,846
一般管理費	5,548
財務費用	4,296
雑損	0
減価償却費	7,467
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	201,951
運営費交付金	74,014
授業料収益	19,697
入学金収益	3,202
検定料収益	880
附属病院収益	91,311
受託研究等収益	3,975
寄附金収益	3,978
財務収益	0
雑益	551
資産見返運営費交付金戻入	1,334
資産見返寄附金戻入	116
資産見返物品受贈額戻入	2,893
臨時利益	0
純利益	9,770
総利益	9,770

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	211,597
業務活動による支出	180,418
投資活動による支出	9,217
財務活動による支出	20,474
次期中期目標期間への繰越金	1,488
資金収入	211,597
業務活動による収入	200,189
運営費交付金による収入	75,894
授業料及入学金検定料による収入	24,279
附属病院収入	91,311
受託研究等収入	3,975
寄附金収入	4,179
その他の収入	551
投資活動による収入	4,235
施設費による収入	4,235
その他の収入	0
財務活動による収入	5,685
前期中期目標期間よりの繰越金	1,488

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込み額(1,488百万円)が含まれている。

別表（学部、研究科等）

学 部	教育学部 社会情報学部 医学部 工学部
研究 科	教育学研究科 社会情報学研究科 医学系研究科 工学研究科
附置 研究所	生体調節研究所

別表（収容定員）

16 年 度	教育学部	880人 (うち教員養成に係る分野880人)
	社会情報学部	440人
	医学部	1,260人 (うち医師養成に係る分野570人)
	工学部	2,460人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程78人)
	社会情報学研究科	20人 (うち修士課程20人)
	医学系研究科	444人 〔うち修士課程112人 博士課程332人〕
17 年 度	工学研究科	560人 〔うち修士課程459人 博士課程101人〕
	教育学部	880人 (うち教員養成に係る分野880人)
	社会情報学部	440人
	医学部	1,260人 (うち医師養成に係る分野570人)
	工学部	2,420人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程78人)
	社会情報学研究科	20人 (うち修士課程20人)
度	医学系研究科	482人 〔うち修士課程112人 博士課程370人〕
	工学研究科	576人 〔うち修士課程460人 博士課程116人〕

	教育学部	880人 (うち教員養成に係る分野880人)
	社会情報学部	440人
平	医学部	1,260人 (うち医師養成に係る分野570人)
成	工学部	2,380人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程78人)
18	社会情報学研究科	20人 (うち修士課程20人)
年	医学系研究科	505人 〔うち修士課程112人 博士課程393人〕
度	工学研究科	577人 〔うち修士課程460人 博士課程117人〕
	教育学部	880人 (うち教員養成に係る分野880人)
	社会情報学部	440人
平	医学部	1,260人 (うち医師養成に係る分野570人)
成	工学部	2,310人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程78人)
19	社会情報学研究科	20人 (うち修士課程20人)
年	医学系研究科	505人 〔うち修士課程127人 博士課程378人〕
度	工学研究科	647人 〔うち修士課程530人 博士課程117人〕

平 成 20 年 度	教育学部	880人 (うち教員養成に係る分野880人)
	社会情報学部	440人
	医学部	1,260人 (うち医師養成に係る分野570人)
	工学部	2,240人
平 成 21 年 度	教育学研究科	78人 (うち修士課程62人 専門職学位課程16人)
	社会情報学研究科	20人 (うち修士課程20人)
	医学系研究科	505人 (うち修士課程142人 博士課程363人)
	工学研究科	717人 (うち修士課程600人 博士課程117人)
平 成 22 年 度	教育学部	880人 (うち教員養成に係る分野880人)
	社会情報学部	440人
	医学部	1,285人 (うち医師養成に係る分野595人)
	工学部	2,170人
平 成 23 年 度	教育学研究科	78人 (うち修士課程46人 専門職学位課程32人)
	社会情報学研究科	20人 (うち修士課程20人)
	医学系研究科	490人 (うち修士課程142人 博士課程348人)
	工学研究科	717人 (うち修士課程600人 博士課程117人)